

2017年5月17日

Japan tax alert

EY税理士法人

拡大ITA、日本での施行は 2017年5月16日

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

拡大ITAの概要

WTO情報技術協定(ITA)は、情報技術製品(IT機器)の普及のため、IT機器の関税撤廃に合意した通商協定です。現在82カ国が加盟し、パソコンや携帯電話等の約140品目が対象となっております。

近年の目覚ましい技術革新を背景に、2012年から対象品目拡大に向けた交渉が行われ、2015年にGPS受信機器、液晶パネル用の偏光材料製のシート、半導体ウエハー製造装置、CTやMRIなどの医療機器等、新たに201品目を加えた「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言(拡大ITA)」が成立しました。WTOによると、これら201品目の世界貿易額は年間約1.3兆ドル(150兆円)に達し、全世界の貿易額の約10%に相当するとされております。拡大ITAでは、53の加盟国が、一部のセンシティブ品目を除き、2019年7月1日までに対象品目の関税率を撤廃することに合意しています。

日本における影響

日本でも、2017年5月9日の閣議決定により、2017年5月16日より情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言(拡大ITA)で決定されたIT関連製品201品目の関税が撤廃されることになりました。

日本においては、拡大ITAで新たに対象となる201品目のほとんどの関税率が既にゼロであるため、新たに関税が撤廃される品目は下記のみとなります。

品目	従来 の税率	2017年5月 16日以降の 税率
3215.11のうち8443.31、8443.32 又は8443.39の機器[注1]に挿入する ための形状の固形インキ	3.9%	0% [注2]
3215.19のうち8443.31、8443.32 又は8443.39の機器[注1]に挿入する ための形状の固形インキ	3.9%	
3506.91 ゴム又は39.01項から 39.13項までの重合体をもととした接 着剤	3.9%	0%
3907.99.090のうち熱可塑性の液晶 性芳香族ポリエステル共重合体	3.1%	0% [注2]
5911.90.090の物品及び製品(綿製 のものは除く)	2.8%	0%

[注1] プレート、シリンダー、その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用する印刷機以外のプリンター(例:インクジェットプリンター、レーザープリンター、FAXやコピー機能を備えた複合機等)。

[注2] 特定の関税番号に分類される品目のうち一部のみの関税率が引き下げられる場合には、2017年5月16日から適用される実行関税率表には従来の税率のみが記載されておりますが、条件を満たす品目については5月16日から0%の税率が適用されています。

なお、1997年に発効したITA協定同様、今回の関税撤廃の恩恵は拡大ITA加盟国には限られず、WTOの全加盟国が受けることができます。

今後の展望

日本は対象品目の関税を即時撤廃しましたが、協定上は2019年7月1日までに対象品目の90%の関税撤廃となっています。

拡大ITAには、米国、EU、中国、韓国、タイ、マレーシアなども加盟しており、今後これらの国において、対象品目の関税率が2019年7月1日に向けて段階的に引き下げられていくことになり、対象品目の輸出企業にとっては市場参入・拡大の大きな機会であると言えます。

加盟国

日本、米国、EU(28カ国)、台湾、韓国、コスタリカ、マレーシア、豪州、カナダ、タイ、ノルウェー、中国、スイス、リヒテンシュタイン、シンガポール、香港、フィリピン、ニューージーランド、イスラエル、モーリシャス、モンテネグロ、グアテマラ、アイスランド、アルバニア、コロンビア

また拡大ITAでは、情報分野での非関税障壁について議論を深めることに加え、今後の技術革新を協定に反映させる形で対象品目を見直すことについて、加盟国間で合意がなされています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	+81 3 3506 2678	yoichi.ohira@jp.ey.com
原岡 由美	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 1262	yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170517

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp